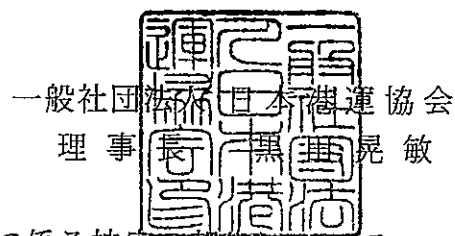




2020第204号

2020年9月18日

各地区港運協会長 殿



港湾運送に係る事件・事故及び自然災害に係る被害の報告について

標記につきまして、今般、別添のとおり国土交通省港湾局港湾経済課より「港湾運送に係る緊急事案連絡及び参集要領」を改正し、通達に基づく運用を本年9月25日（金）から開始する旨の周知依頼がありました。

本件は、弊信平成26年8月29日付26第099号「港湾運送に係る緊急事案連絡の協力及び周知依頼について」にて周知をお願いしましたが、港湾運送に係る事件・事故及び自然災害に係る被害情報を迅速・確実に関係部局と共有するため国土交通省通達（平成26年8月22日付国港経第56号）が改正されましたので、別添要領に基づきご報告下さるようお願い申し上げます。

従前からの主な変更点については、

- ① 報告が必要な事案の明確化
- ② これまでの緊急連絡事案と報告事案を「緊急報告事案」として一本化（一部項目の変更）
- ③ 報告方法・書式の変更
 - ・主にメール連絡、連絡フロー
 - ・事件・事故の場合と自然災害の場合の書式区分

つきましては、本件につきご理解いただき、貴会傘下事業者へ周知下さるようよろしくお願い申し上げます。

なお、本件については、各地方運輸局等にも同様に周知がなされておりますので、各地方運輸局等と充分ご連携の上、ご対応頂きますようお願い致します。

（写）各地区港運協会、特別会員

国港経第43号
令和2年9月15日

一般社団法人日本港運協会理事長 殿

国土交通省港湾局港湾経済課長
(公印省略)

港湾運送に係る事件・事故及び自然災害に係る被害の報告について
(協力依頼)

閉庁日や閉庁時間を含め、港湾運送に係る事件・事故及び自然災害に係る被害情報を、より迅速・確実に収集するとともに関係部局で共有するため、「港湾運送に係る緊急事案連絡及び参集要領について」(平成26年8月22日付国港経第56号)を改正し、改正後の通達に基づく運用を本年9月25日(金)から開始することとなりましたので、事件・事故及び自然災害に係る被害が発生した場合には、別添要領に基づきご報告を頂きますよう、貴協会の傘下会員及び地区港運協会への周知をお願い申し上げます。

なお、本件については、各地方運輸局等の港運担当部長にも別途通知しておりますので、申し添えます。

(別添)

事件・事故や自然災害が発生した場合の 港湾運送事業者から国土交通省への緊急報告要領

1. 報告が必要な場合

港湾運送事業者（以下「事業者」という。）は、事件・事故や台風、高潮、地震、津波等の自然災害により、以下の事案が発生した場合は、国土交通省に対し、報告を行うこと。

【緊急報告事案（対象：事件・事故、自然災害）】

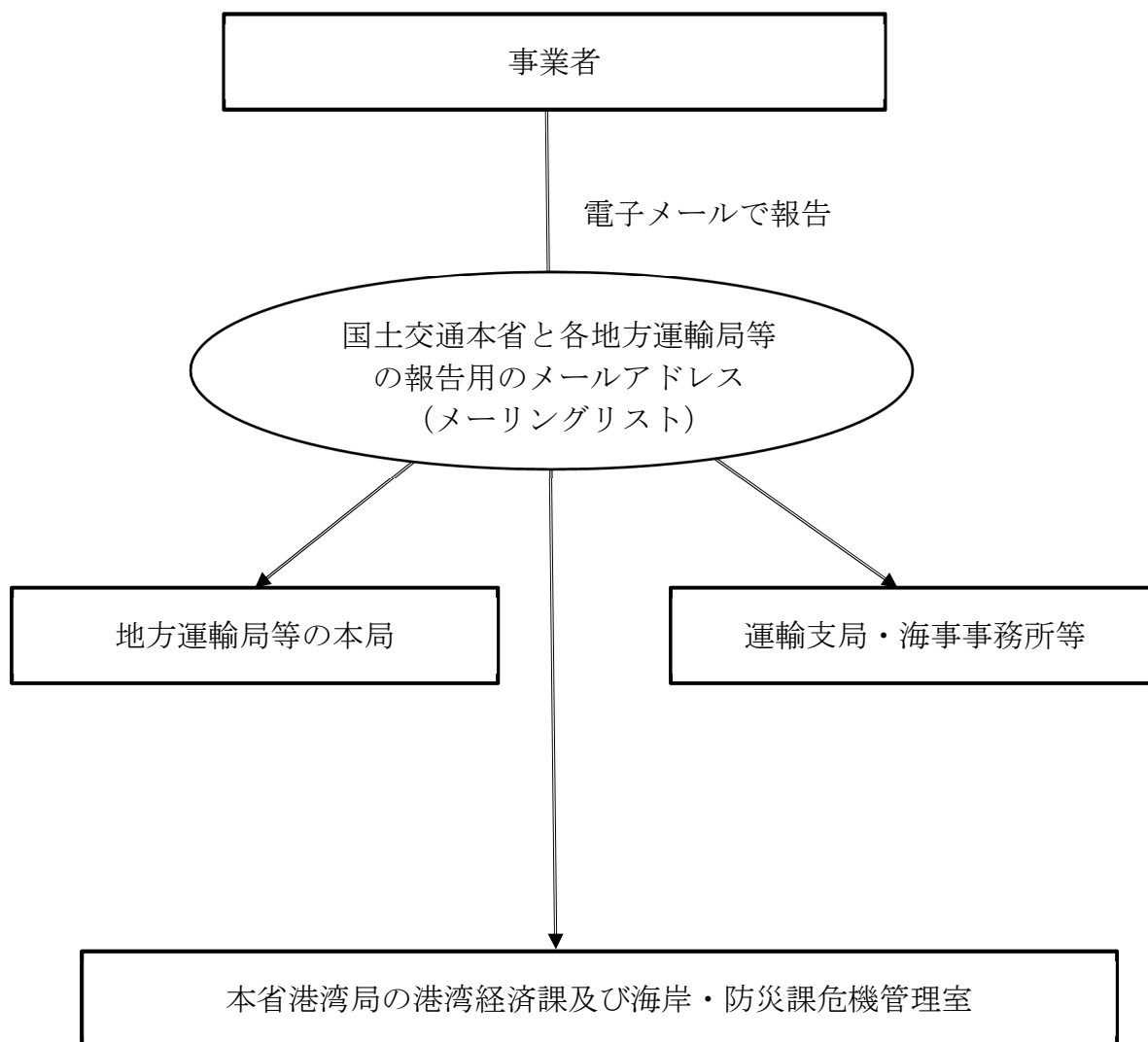
- ① 死亡者が1人以上
- ② 行方不明者が1人以上
- ③ 重傷者（入院が必要な負傷者）が3人（自然災害の場合は1人）以上
- ④ 軽傷者（入院は不要な負傷者）が5人（自然災害の場合は1人）以上
- ⑤ 危険品等の爆発・流出
- ⑥ 港湾運送施設等に被害が生じた結果、港湾荷役に被害確認後24時間以上の支障が生じる可能性のある事案
- ⑦ その他社会的影響を与える可能性のある事案（事案の展開により、報道される可能性のある事案等）

※注：上記①～④の人的被害については、自宅での死傷などの業務外で発生したものを除く。

2. 報告の方法・期限

事業者は、事件・事故の場合は別紙1、自然災害の場合は別紙2に記載のとおり、被害の発生を把握次第速やかに、国土交通本省と当該事業者を管轄する各地方運輸局等の両方の以下の報告用のメールアドレスに電子メールで報告を行うこと。

【参考：連絡フロー図】



※関係する行政機関や業界団体、報道などから、事業者に事件・事故や自然災害による被害が発生した可能性がある旨の情報を得た場合は、地方運輸局等は、事業者に対し、被害の発生の有無を問い合わせるとともに、必要な報告を行うよう依頼する。

報告先	報告用電子メールアドレス
国土交通本省(事件・事故)	hqt-mlit-koun@gxb.mlit.go.jp
国土交通本省(自然災害)	hqt-mlit-koun-disaster@gxb.mlit.go.jp
北海道運輸局	hkt-hokkaido-koun@gxb.mlit.go.jp
東北運輸局	tht-tohoku-koun@gxb.mlit.go.jp
関東運輸局	ktt-kanto-koun@gxb.mlit.go.jp
北陸信越運輸局	hrt-hokurikushinetsu-koun@gxb.mlit.go.jp
中部運輸局	cbt-koun@gxb.mlit.go.jp
近畿運輸局	kkt-koun@gxb.mlit.go.jp
神戸運輸監理部	kbm-koun-jikosaigai@gxb.mlit.go.jp
中国運輸局	cgt-chugoku-koun@gxb.mlit.go.jp
四国運輸局	skt-kouun@gxb.mlit.go.jp
九州運輸局	qst-kyushu-koun@gxb.mlit.go.jp
内閣府沖縄総合事務局	okinawa-koun.p5h@ogb.cao.go.jp

事件・事故発生時の報告要領

1. 第1報

- 事業者は、下記の項目について報告書を作成の上、国土交通本省と管轄地方運輸局等の両方の報告用の電子メールアドレスに送付する。
(国土交通本省は、hqt-mlit-koun@gxb.mlit.go.jpあて。)
- なお、メール機能の停止などに伴い、電子メールによる報告が困難な場合には、その旨を地方運輸局等の担当者に伝えた上でファックス又は電話により速報するとともに、追って携帯電話メール又はファックスにより報告を行う。
- 第1報は、被害の発生を把握次第、速やかに行うこととする。(遅くとも2～3時間以内に第1報を行うこととする。)
- 直ちに全ての情報を把握することが困難な場合には、速報性を重視し、まずは把握できた情報の範囲内で速やかに第1報を行うこととする。

- 報告事項は以下のとおりとする。(添付の報告例を参照)

【報告事項】

- ① 発生日時
- ② 発生場所
- ③ 事業者の名称
- ④ 事業者の所在地
- ⑤ 事故等の状況
※発生時の状況、その後の経過及び捜索救助の状況を可能な限り具体的に記すこと。
- ⑥ 人的被害の状況
※死傷者の氏名、性別、年齢、職種(船内荷役作業員、沿岸荷役作業員等)、雇用の形態(常用、派遣、日雇)、傷害の程度、病院等への収容状況を記すこと。
- ⑦ 物的被害の状況
※荷役機械の損壊等物的被害の状況を記すこと。
- ⑧ 原因等
※報告時点において考えられる原因等を記載すること。推測の場合は、「(推測)」と、調査中の場合は「(調査中)」と付記すること。

- 報告事項は、直ちに内容を確認できるよう、原則としてメール本文にテキスト形式で記載することとする。
なお、労働災害に関する報告の場合は、メール本文への記載に代えて、港湾貨物運送事業労働災害防止協会への報告様式のファイルを添付しても差し支えない。

2. 第2報以降

- 事業者は、前回の報告以降に新たに判明した情報や変更された情報がある場合、当該新規判明情報・変更情報を、随時、速やかに報告することとする。
- 新規判明情報・変更情報には、新規・変更部分を【 】で囲うこととする。その他の点については、第1報と同様とする。

事件・事故の報告例

メールの件名：

〇〇港における船内荷役中の事故の発生について（第1報）

メールの本文：

当社において以下のとおり事故が発生しましたので、報告します。

【報告事項】

- ① 発生日時：令和〇年〇月〇日午前〇〇時〇〇分
- ② 発生場所：〇〇港〇〇岸壁（〇〇県〇〇市〇〇区〇〇1-1-1）
- ③ 事業者の名称：〇〇港運(株)
- ④ 事業者の所在地：〇〇県〇〇市〇〇区〇〇1-1-1
- ⑤ 事故等の状況：

本船から〇〇を積み出すため(荷役機械等)による荷役作業中、(荷役機械等)から積荷が落下し、船内荷役作業員〇名に衝突したものの。(事故の状況について、判明している事項をできるだけ詳細にご記述ください。)
- ⑥ 人的被害の状況：
 - ・〇名死亡（〇〇歳男性）、〇〇〇により死亡を確認（午前〇〇時〇〇分）
 社の常用労働者
 - ・〇名重傷（〇〇歳男性）、〇〇骨折等（午後〇〇時〇〇分に救出、緊急搬送され病院にて手術中）
 日雇労働者
 - ・船倉内には他に〇名の作業員がいたが、怪我等なし。
- ⑦ 物的被害の状況：
 - ・荷役機械の一部を損傷
- ⑧ 原因等：

現在調査中

【報告者】

〇〇港運（株）総務部総務課長 □□

電話：×××-××××-××××

自然災害発生時の報告要領

1. 第1報

- 事業者は、別紙3の様式により報告書を作成の上、国土交通本省と管轄地方運輸局等の両方の報告用の電子メールアドレスに送付することとする。
(国土交通本省は、hqt-mlit-koun-disaster@gxb.mlit.go.jpあて。)
- なお、メール機能の停止などに伴い、電子メールによる報告が困難な場合には、その旨を地方運輸局等の担当者に伝えた上でファックス又は電話により速報するとともに、追って携帯電話メール又はファックスにより報告を行う。
- 第1報は、被害の発生を把握次第、速やかに行うこととする。(遅くとも2～3時間以内に第1報を行うこととする。)
- 直ちに全ての情報を把握することが困難な場合には、速報性を重視し、まずは把握できた情報の範囲内で速やかに第1報を行うこととする。

2. 第2報以降

- 事業者は、前回の報告以降に新たに判明した情報や変更された情報がある場合、当該新規判明情報・変更情報を、随時、速やかに報告することとする。
- 新規判明情報・変更情報は、文字色を赤色とし、下線を付すこととする。その他の点については、第1報と同様とする。

自然災害に関する被害状況報告

(別紙3)

※全ての欄が埋まらない状況でも、把握している範囲で速やかに報告してください。
※必要に応じ、行を追加又は削除して下さい。

報告番号: 第 報

報告日時: 月 日 時 分 時点

○港湾名: _____

○事業者名: _____

○担当者名(2名記載): ① _____ ② _____

○電話番号: _____ - _____

1. 死者・重傷者(入院が必要な負傷者)・行方不明者の発生状況

※「被害内容」欄には「死亡」、「重傷」、「行方不明」のいずれかを記載して下さい。
※「容体等」の欄には「容体や医療機関への搬送状況等」を記載して下さい。

	氏名	性別	年齢	被害内容	容体等	発生場所	原因	備考
1								
2								
3								
4								
5								

2. 軽傷者(入院は不要な負傷者)の発生状況

※軽傷者が生じた場所毎に、軽傷者の合計人数を記載して下さい。

	発生場所	人数	原因	備考
1				
2				
3				
4				
5				

3. 自社が保有又は管理する建物・荷役機械等の被害状況

※写真、位置図等がある場合は、可能な範囲で添付して下さい。まずは報告書をご提出頂き、追ってご提供頂く形でも結構です。

	発生場所	名称	被害内容	復旧見込	港湾運送への影響	備考
1						
2						
3						

4. コンテナ・貨物の被害、危険品等の爆発・流出の状況

※写真、位置図等がある場合は、可能な範囲で添付して下さい。まずは報告書をご提出頂き、追ってご提供頂く形でも結構です。

	発生場所	被害内容	復旧見込	港湾運送への影響	備考
1					
2					

5. その他の被害状況(報道される可能性があるもの等、社会的影響を与える可能性があるもの)

	発生場所	被害内容	想定される影響	港湾運送への影響	備考
1					
2					

自然災害に関する被害状況報告

(記載例)

(別紙3)

※全ての欄が埋まらない状況でも、把握している範囲で速やかに報告してください。
※必要に応じ、行を追加又は削除して下さい。

報告番号: 第 報

報告日時: 月 日 時 分 時点

○港湾名: _____

○事業者名: _____

○担当者名(2名記載): ① _____ ② _____

○電話番号: _____ - _____

1. 死者・重傷者(入院が必要な負傷者)・行方不明者の発生状況

※「被害内容」欄には「死亡」、「重傷(要入院)」、「行方不明」のいずれかを記載して下さい。
※「容体等」の欄には「容体や医療機関への搬送状況等」を記載して下さい。

	氏名	性別	年齢	被害内容	容体等	発生場所	原因	備考
1	〇〇 〇〇	男	58	死亡	—	A9ターミナル内詰所	詰所倒壊	
2	△△ △△	女	43	重傷	命に別条なし、医療機関搬出済み	B17ターミナル内蔵置場	荷役機械の倒壊	
3	□□ □□	男	35	重傷	命に別条なし、医療期間搬送待ち	B17ターミナル内蔵置場	荷役機械の倒壊	
4	×× ××	男	50	行方不明	搜索中	C20岸壁	高波	
5								

2. 軽傷者(入院は不要な負傷者)の発生状況

※軽傷者が生じた場所毎に、軽傷者の合計人数を記載して下さい。

	発生場所	人数	原因	備考
1	A8ターミナル内詰所	●人	詰所倒壊	
2	B14ターミナル内蔵置場	▲人	詰所のガラス破損	
3				
4				
5				

3. 自社が保有又は管理する建物・荷役機械等の被害状況

※写真、位置図等がある場合は、可能な範囲で添付して下さい。まずは報告書をご提出頂き、追ってご提供頂く形でも結構です。

	発生場所	名称	被害内容	復旧見込	港湾運送への影響	備考
1	A10ターミナルコンテナヤード	RTG	脚部が損壊 (2基)	修理に3日程度を要する見込み	復旧までの3日間、荷役能力が7割程度に減少	
2						
3						

4. コンテナ・貨物の被害、危険品等の爆発・流出の状況

※写真、位置図等がある場合は、可能な範囲で添付して下さい。まずは報告書をご提出頂き、追ってご提供頂く形でも結構です。

	発生場所	被害内容	復旧見込	港湾運送への影響	備考
1	A11ターミナルコンテナヤード	コンテナが多数倒壊	復旧までに3～4時間程度を要する見込み	本船荷役には影響しない	
2	B15岸壁付近	危険品が海中に流出	○日○時○分に港湾管理者に報告済 回収方法を検討中。時期未定。	回収までの間、岸壁の使用を休止。再開時期未定。	

5. その他の被害状況(報道される可能性があるもの等、社会的影響を与える可能性があるもの)

	発生場所	被害内容	想定される影響	港湾運送への影響	備考
1	〇〇市〇〇町〇丁目付近	詰所の屋根が強風で剥がれ、近くの民家に衝突し、民家が大きく損壊	地元のテレビ局のニュースで報道される見込み	なし	
2					